ハ　旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

ａ　ロ(1)ａ及びｂに規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

ｂ　通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2)　ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

ａ　ロ(2)ａ及びｂに規定する施設基準に該当するものであること。

ｂ　通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

四十　指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ　地域密着型介護福祉施設サービス費(I)、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定地域密着型サービス基準第百五十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定地域密着型サービス基準第百三十二条第一項第一号に掲げる居室をいう。ロ、ハ及び第四十五号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ　地域密着型介護福祉施設サービス費(II)、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(II)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

平成二十四年四月一日において現に存する指定地域密着型介護老人福祉施設（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ　地域密着型介護福祉施設サービス費(III)、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(III)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(III)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるもの（ロに該当するものを除く。）であること。

ニ　ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ホにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

ホ　ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(II)、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(II)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(II)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、同号イ(3)(i)を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

四十一　指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十四号の規定を準用する。

四十二　指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ　入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四若しくは要介護五の者の占める割合が百分の七十以上、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の占める割合が百分の六十五以上又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。

ロ　介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ　通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

四十三　指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

イ　看護体制加算(I)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2)　常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3)　通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

ロ　看護体制加算(I)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　経過的地域密着型介護福祉施設サービス費、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2)　イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ　看護体制加算(II)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　イ(1)に該当するものであること。

(2)　看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

(3)　当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(4)　イ(3)に該当するものであること。

ニ　看護体制加算(II)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1)　ロ(1)に該当するものであること。

(2)　ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

四十四　指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

イ　十二人を標準とする単位（以下この号において「準ユニット」という。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行っていること。

ロ　入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室（利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）を設けていること。

ハ　次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。

(1)　日中については、準ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2)　夜間（午後六時から午後十時までの時間をいう。以下同じ。）及び深夜（午後十時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）において、二準ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3)　準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

四十五　平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。